

第1章

計画の基本的事項

第1節 計画策定の趣旨

21世紀の超高齢社会における介護問題の解決を図るため、国民の共同連帯の理念に基づき、要介護者等を社会全体で支援する仕組みとして、介護保険制度は創設されました。介護保険制度は、その創設から21年が経過し、本市における介護保険サービス利用者も7,644人（令和2年4月利用分）となり、介護が必要な高齢者の生活を支える中心的な制度として定着しました。

こうした中で、いわゆる団塊の世代全てが75歳以上となり介護ニーズの増加が見込まれる令和7年（2025年）や、いわゆる団塊ジュニア世代が65歳の高齢期に到達するとともに介護ニーズの高い85歳以上人口が急速に増加することが見込まれる令和22年（2040年）を見据え、制度を安定して継続することが求められます。

また、高齢者が可能な限り住み慣れた地域でその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことを可能としていくため、限りある社会資源を効率的かつ効果的に活用し、医療、介護、介護予防、住まい及び自立した日常生活の支援が包括的に確保される体制である「地域包括ケアシステム」をさらに充実させていく必要があります。

それは、高齢者を「支援を必要とする人」としてだけではなく、地域社会を支える参加者として位置づけ、さまざまな社会参加の機会と環境を整備するなかで、高齢者を含めた全ての世代が持てる力を出し合い、ともに支え合う地域社会の実現を図っていくことでもあります。

本市では、第7期計画において「共に支え合い、住み慣れた地域で生きがいを持って、安心して暮らせるまちづくり」を基本理念として、高齢者に関わる福祉施策の総合的な推進と介護保険事業の円滑な運営に努めるとともに、「地域包括ケアシステム」を充実する施策を展開してきましたが、中長期的な展望のもとに、諸施策をさらに充実させていくことが重要と考えています。

今般、第7期計画期間の終了とともに介護保険法等の改正内容を受け、超高齢社会にあたる本市の高齢者を取り巻く特性や課題を踏まえ、「共に支え合い、生きがいと役割を持って、健やかに安心して暮らせるまち」という理念をかがげ、令和3年度から令和5年度までを計画期間とする「石巻市高齢者福祉計画・第8期介護保険事業計画」（以下「本計画」という。）を策定しました。

第2節 介護保険法等の改正について

我が国の社会構造の変化や人々の暮らしの変化を踏まえ、制度・分野ごとのいわゆる「縦割り」や、支援の「支え手」・「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えつながることで、住民一人一人の暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会（地域共生社会）の実現を図るため、包括的に福祉サービス提供体制を整備する観点から、介護保険法、老人福祉法を含めた改正法「地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律」が、（一部を除き）令和3年4月1日に施行されました。

改正の概要は次のとおりです。

地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律の概要

1. 地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する市町村の包括的な支援体制の構築の支援【社会福祉法、介護保険法】

市町村において、既存の相談支援等の取組を活かしつつ、地域住民の抱える課題の解決のための包括的な支援体制の整備を行う、新たな事業及びその財政支援等の規定を創設するとともに、関係法律の規定の整備を行う。

2. 地域の特性に応じた認知症施策や介護サービス提供体制の整備等の推進【介護保険法、老人福祉法】

- ① 認知症施策の地域社会における総合的な推進に向けた国及び地方公共団体の努力義務を規定。
- ② 市町村の地域支援事業における関連データの活用の努力義務を規定。
- ③ 介護保険事業（支援）計画の作成にあたり、当該市町村の人口構造の変化の見通しの勘案、高齢者向け住まい（有料老人ホーム・サービス付き高齢者向け住宅）の設置状況の記載事項への追加、有料老人ホームの設置状況に係る都道府県・市町村間の情報連携の強化。

3. 医療・介護のデータ基盤の整備の推進【介護保険法、地域医療介護総合確保法】

介護保険レセプト等情報・要介護認定情報に加え、厚生労働大臣は、高齢者の状態や提供される介護サービスの内容の情報、地域支援事業の情報の提供を求めることができる旨の規定など。

4. 介護人材確保及び業務効率化の取組の強化【介護保険法、老人福祉法、社会福祉士及び介護福祉士法等の一部を改正する法律】

介護保険事業（支援）計画の記載事項として、介護人材確保及び業務効率化の取組を追加するとともに、介護福祉士養成施設卒業者への国家試験義務付けに係る現行5年間の経過措置を、さらに5年間延長するなど。

5. 社会福祉連携推進法人制度の創設【社会福祉法】

社会福祉事業に取り組む社会福祉法人やNPO法人等を社員として、相互の業務連携を推進する社会福祉連携推進法人制度を創設。

第3節 計画の位置づけ

1 法的根拠

「高齢者福祉計画」は、老人福祉法第20条の8第1項の規定に基づく市町村老人福祉計画であり各市町村が住民に最も身近な行政主体として、地域の高齢者の需要と将来必要な福祉サービスの量を明らかにしつつ、サービス提供体制の計画的な整備に関する内容等を定めます。

また、「介護保険事業計画」は介護保険法第117条第1項の規定に基づく市町村介護保険事業計画であり、市町村の各年度における介護サービスの種類ごとの量の見込み、介護サービスの見込み量の確保のための方策、介護サービスの円滑な提供を図るための事業やその他保険給付の円滑な実施のための必要な事項等を定めます。

なお、本計画は、介護保険法第116条第1項の規定に基づいた「介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を確保するための基本的な指針」（以下「基本指針」という。）に即し、上記計画を一体的に策定したものです。

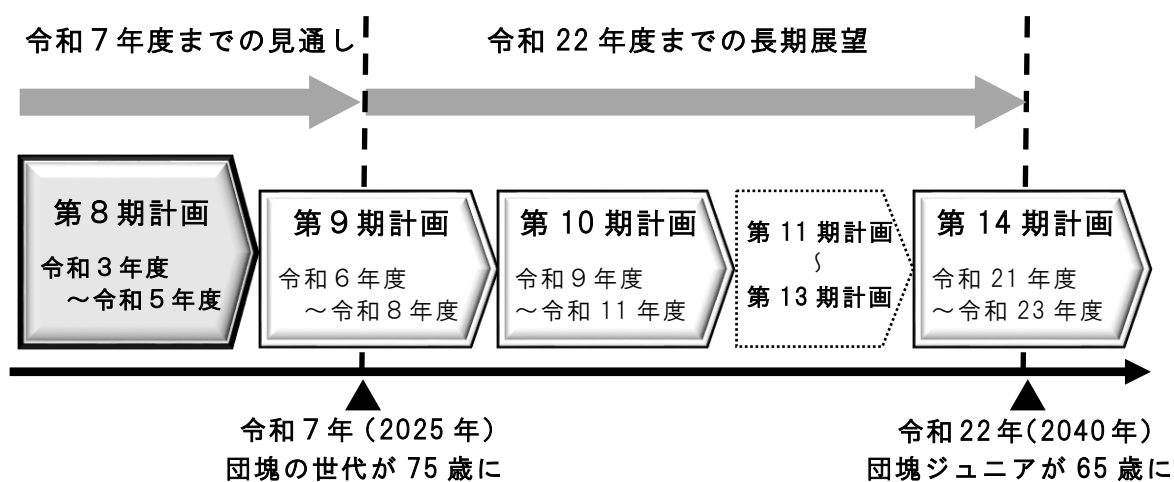
2 関連計画との調和

本計画は、本市のまちづくりの基本計画である「第2次石巻市総合計画」の部門別計画として位置付け、国の指針をはじめ、宮城県の「宮城県地域医療計画」、「宮城県医療費適正化計画」、「宮城県高齢者居住安定確保計画」等の内容を踏まえた上で、本市の保健福祉施策を統括する「石巻市地域福祉計画（第3期）」、分野別計画である「第2次石巻市健康増進計画」、「石巻市第4次障害者計画」、「石巻市第6期障害福祉計画」等高齢者福祉に関わりのある諸計画との整合性を図りながら策定しています。

第4節 計画期間

本計画は、団塊の世代が75歳以上の後期高齢者となる令和7年（2025年）とともに、団塊ジュニア世代が65歳高齢期に到達する令和22年（2040年）を見据えつつ、介護保険法第117条第1項の規定に基づき、令和3年度から令和5年度までの3年間を計画期間としますが、次期計画以降については、社会情勢の変化等を的確に捉え、状況に応じた計画の見直しを図っていきます。

■ 計画期間



第5節 計画策定の体制

1 石巻市介護保険運営審議会による審議

石巻市介護保険条例（平成17年石巻市条例第165号）第14条の規定に基づく市長の諮問機関である「石巻市介護保険運営審議会」において、計画内容について審議を行いました。

同審議会は、被保険者を代表する者（7名）、介護に関する学識又は経験を有する者（3名）及び介護サービスに関する事業に従事する者（7名）の計17名で構成され、保健・医療・福祉の関係者のほか、学識経験者、地域団体の代表、さらには地域住民の方を含め、様々な立場の方々に委員として参画いただき、多様な見地から計画案を審議していただきました。

2 アンケート調査の実施

高齢者の生活状況や支援ニーズ及び石巻市の介護（予防）サービス提供事業者の現状や今後の展望などを把握し、計画策定の基礎資料とすることを目的として実施しました。

調査実施概要及び配布回収の状況は次のとおりとなります。

（調査結果の概要は27頁、詳細は、「石巻市高齢者福祉計画・第8期介護保険事業計画策定 調査結果報告書」を参照。）

■ 調査実施概要

調査対象者	<p>①介護予防・日常生活圏域ニーズ調査（一般高齢者・要支援認定者） 石巻市に住所を有する65歳以上で、要介護認定を受けていない方から圏域別に無作為抽出</p> <p>②在宅介護実態調査（要支援・要介護認定者） 在宅で生活している要支援・要介護認定者のうち、認定の更新申請・区分変更申請をした方</p> <p>③施設入所者調査（要支援・要介護認定者） 要介護（要支援）認定を受け、特別養護老人ホーム、老人保健施設、認知症対応型共同生活介護（グループホーム）及び特定施設入居者生活介護（サービス付き高齢者向け住宅やケアハウス等）を利用する要支援・要介護高齢者から無作為抽出</p> <p>④介護サービス提供事業者調査 石巻市に所在する介護（予防）サービス提供事業者</p>
調査方法	<p>①③④郵送配付一郵送回収</p> <p>②認定調査員の訪問による聞き取り調査</p>
調査期間	<p>①③令和2年2月～3月</p> <p>②令和元年7月～令和2年3月</p> <p>④令和2年6月</p>

■ 配布・回収状況

	配付数	有効回収数	有効回収率
①介護予防・日常生活圏域ニーズ調査	1,900	1,163	61.2%
②在宅介護実態調査		606	
③施設入所者調査	500	325	65.0%
④介護サービス提供事業者調査	94	72	76.6%

3 パブリックコメントの実施

本計画に対する市民の意見を広く聴取するために計画案の内容等を公表するパブリックコメントを令和2年12月に実施し、寄せられた意見を考慮して最終的な計画案の取りまとめを行いました。

第6節 計画の進行管理

本計画は介護保険サービス、地域支援事業、健康増進、福祉サービス等の健康福祉分野だけでなく、生きがいづくり、就労、生涯学習、まちづくりなど多くの事業と密接に関連しているため、介護保険課を中心とした関係各課の連携による庁内体制を整備し、PDCAサイクルに基づいた計画の進行管理を行います。

また、石巻市介護保険運営審議会において、事業計画に位置付けた施策について各年度実績を報告し、計画の達成状況を点検・評価します。